

令和4年度省エネ家電切換え緊急支援事業（信州省エネ家電購入応援キャンペーン）

参加店舗募集要領（令和5年12月15日改正版）

県では今年度、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を目的として、「令和4年度省エネ家電切換え緊急支援事業」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電製品の販売を行う県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	長野県（担当：環境部環境政策課ゼロカーボン推進室）
事業目的	現下のエネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図る。
キャンペーン名称	信州省エネ家電購入応援キャンペーン
キャンペーン内容	実施期間中、対象店舗において対象製品を購入した者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付する。
対象者	長野県民（個人）
事業期間 ※ポイント等の交付状況等により期間を変更する場合がある。	【購入対象期間】 令和4年8月1日（月）から令和6年3月31日（日）まで ※この期間中に対象店舗から対象製品を購入した場合に、ポイント等交付の対象となる。 【ポイント等交付申請受付期間】 令和4年8月31日（水）から令和6年4月15日（月）まで
ポイント等交付の対象となる製品	別表1のとおり
ポイント等交付額	12億円程度
ポイント等の額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象製品の品目・省エネ性能により県が設定する額を基本とする。 ・対象製品購入者は、次の条件のすべてに該当する場合、ポイント等の額が上記の2倍となる「ポイント2倍コース」に申請することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 「地域協力店」区分の店舗から対象製品を購入していること ② 環境省の「うちエコ診断（WEB版）」を受診していること <p>（ポイント等の額は別表2のとおり）</p>
交付するポイント等の種類	<p>(1) キャッシュレス決済サービスのポイント</p> <p style="font-size: 2em;">{</p> <p>PayPay、Ponta、waon、amazonギフト券 dポイント、nanacoギフト、楽天Edy、appleギフトカード</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>(2) 商品券（JCBギフトカード、パナソニックのお店 ギフトチェック）、汎用型プリペイドカード（QUOカード）</p>

2 キャンペーン参加店舗となる要件について

- キャンペーン参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の A-1 から A-5 の要件を満たす必要があります。
- A-1 から A-5 の基本要件に加え、B-1 から B-4 の要件を満たす店舗については、登録申請において「地域協力店」の区分による登録を選択することができます。

【基本要件】

- (A-1) 長野県内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。（EC 店舗等は対象外とする。）
- (A-2) 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をすること。
- (A-3) キャンペーンの実施に必要な手続等を行うこと。
- (A-4) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。
- (A-5) キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（家電リサイクル法等）を遵守すること。

【地域協力店要件】

- (B-1) 本店が長野県内に所在すること。
- (B-2) 顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等について積極的にアドバイスを行うこと。
- (B-3) 顧客が、ポイント等申請に当たり環境省の「うちエコ診断（WEB 版）」を受診する際、必要に応じてサポートを行うこと。
- (B-4) 売り場面積が 1,000 m²未満であること

3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

【ポイント等の交付に関する手続き】

- (1) 購入対象期間中、自店において対象製品を購入した者に対して、以下の事項を実施してください。
 - 身分証の提示等により、購入者が長野県民であることを確認する。
 - 購入者にキャンペーンチケットを配付する。
 - 当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配付したことが確認できるようにする。
- (2) ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとするが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。
- (3) キャンペーンチケットを配付した購入に係る製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーンチケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事項】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知に協力してください。

- (2) 本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしてください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請してください。

<キャンペーン専用サイトURL> <https://shinshu-shoene.jp>

(2) 登録・承認

登録申請のあった事業者について、県（キャンペーン事務局）の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

(3) 申請に当たっての注意事項

- ・この募集要領をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください。（やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません。）
- ・店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。
- ・県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。（複数店舗分をまとめて申請することはできません。）

5 その他

- ・参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- ・上記の専用サイトには、対象製品購入者向けのFAQ（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考とってください。

6 問い合わせ先（参加店舗向け）

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、下記コールセンターにおいて対応します。

【コールセンター電話番号】 050-5527-4365

【コールセンター対応時間】

令和4年8月1日（月）～ 令和6年4月30日（火）

午前10時から午後7時まで（土、日、祝日含む）

※令和5年12月29日（金）～令和6年1月3日（水）を除く

(別表1) ポイント等交付の対象となる製品

品 目	対象製品要件*
エアコン	統一省エネラベル星4以上 (令和4年10月1日以降の新基準対象製品は統一省エネラベル星3つ以上) ※ただし旧基準対象製品については10/1以降も引き続き対象となります。
電気温水機器	統一省エネラベル星4以上 (製品が寒冷地仕様の場合は、星3.5以上)
電気冷蔵庫	【容量51リットル以上350リットル以下】 統一省エネラベル星2以上 かつ 省エネ達成率100%以上 【容量351リットル以上450リットル以下】 統一省エネラベル星3以上 かつ 省エネ達成率100%以上 【容量451リットル以上】 統一省エネラベル星4以上 かつ 省エネ達成率100%以上 ※容量51リットル未満の冷蔵庫はポイント等交付の対象外とする。
テレビ	【19V型以上】 統一省エネラベル星3.5以上 【39V型以上】 統一省エネラベル星2以上
LED照明器具 (シーリング・ ペンダント)	統一省エネラベル星4以上 ※地域協力店でのみの購入を対象とする。

※キャンペーンの対象となる製品は、上記の対象製品要件を満たし、かつ、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinijoho.go.jp/>) に記載があるものです。

(別表2) ポイント等の額

区 分	能力・サイズ	ポイント等の額	
		通常店	地域協力店*
エアコン	~2.2kW	10,000	20,000
	2.4kW~2.8kW	15,000	30,000
	3.6kW~	20,000	40,000
電気冷蔵庫	51L~350L	5,000	10,000
	351L~450L	15,000	30,000
	451L~	20,000	40,000
電気温水機器	-	40,000	80,000
テレビ	19V型以上	5,000	10,000
	39V型以上	10,000	20,000
LED照明器具	-	対象外	2,000

※ 「うちエコ診断 (WEB 版)」 の結果を提出した場合